

令和5年秋の全国交通安全運動の重点（案）

【全国重点】

○ 重点1

こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保

【設定理由】

交通事故死者数全体のうち、歩行中の割合は3割以上と大変高く、歩行者側にも横断違反、信号無視等の法令違反が認められる。また、次代を担うこどものかけがえのない命を社会全体で交通事故から守ることが重要であるにもかかわらず、幼児・児童の死者・重傷者は歩行中の割合が高く、特に、歩行中児童の死者・重傷者の通行目的では登下校が高い割合を占めるなど、依然として道路においてこどもが危険にさらされている。また、歩行中の交通事故による死者数のうち高齢者の占める割合は4割以上と最も高い。このため、こどもと高齢者を始めとする歩行者の安全の確保を図る必要がある。

○ 重点2

夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶

【設定理由】

例年、日の入り時間が急激に早まる秋口以降は、夕暮れ時や夜間に重大交通事故が多発しており、交通死亡事故の第1当事者の多くは自動車で、歩行者の死亡事故の多くが道路横断中に発生している。また、飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として発生しているほか、妨害運転（いわゆる「あおり運転」）等の悪質・危険な運転による交通事故も後を絶たない。このため、夕暮れ時と夜間の交通事故防止及び飲酒運転等の根絶を推進する必要がある。

なお、自動車乗車中における後部座席シートベルトの着用者率やチャイルドシートの使用者率がいまだ低調であるほか、75歳以上の運転者については、75歳未満の運転者と比較して免許保有者人口当たりの死亡事故件数が多く、その要因としてハンドルの操作不適やブレーキとアクセルの踏み間違えなどが多くなっており、こうした点にも留意が必要である。

○ 重点3

自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底

【設定理由】

交通事故死者数は減少傾向にある一方で、自転車関連事故件数は減少せず、全事故に占める自転車関連事故の割合が増加傾向にある。また、自転車乗用中におけるヘルメット非着用時の致死率は、着用時と比較して高く、自転車乗用中死者の人身損傷主部位は、頭部が半数以上となっている。さらに、自転車乗用中の死亡事故では、自転車側の多くに法令違反が認められる。加えて、道路交通法の一部を改正する法律（令和4年法律第32号）の施行により、本年7月1日から特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」。以下同じ）に関する新たな交通ルールが定められ、ヘルメット着用についても努力義務となっている。このため、自転車等のヘルメット着用と交通ルール遵守の徹底が必要である。

【地域重点】（案）

○ 重点4

特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の交通ルール遵守の徹底

【設定理由】

都内における電動キックボード等の利用者増加に伴い、一部の利用者による飲酒運転等の悪質・危険な運転が社会問題となっているほか、利用者全体に対する交通ルールの浸透もいまだ十分ではない状況である。また、本年7月1日から改正道路交通法が施行され、特定小型原動機付自転車に該当する電動キックボードには、16歳以上であれば免許不要で公道走行可能、一定の条件下で歩道走行が可能となるなど、新たなルールが適用された。

利用者及び販売店等に対して、特定小型原動機付自転車（いわゆる「電動キックボード等」）の交通ルール遵守の徹底や、保安基準の確実な適合、ヘルメット着用の努力義務、自賠責保険の加入等について周知徹底する必要がある。

○ 重点5

二輪車の交通事故防止

【設定理由】

令和5年上半期の都内における交通事故死者数は52人であり、そのうち二輪車（原付車含む）は19人と全体の3分の1以上を占め、状態別で見ると最も多い状況である。また、通勤の時間帯に事故が多く発生していることや、事故当事者を年齢別にみると40歳代、50歳代が約7割を占めていることから、ヘルメットの正しい着用や胸部プロテクターの装着を促進し、通勤や仕事で二輪車を使う運転者、また、久しぶりに二輪車に回帰し、運転に不安のある中高年齢層などの利用者に対する交通安全啓発の必要がある。